

盛土規制法（許可）のチェックリスト

◎：必要（省令で定められた図書） ○：必要（市規則等で定める図書） 一：不要  
 ※「必要」には「場合によって必要」も含む  
 △：計画変更で当初から変更又は新規追加の場合に必要 (R8.4.1改正)

図書名	事前協議		事前結果	許可		変更許可		軽微な変更 16 35	概要	チェック
	条例			12, 30		16, 35				
	形質	土石		形質	土石	形質	土石			
全体（共通事項）	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書はファイル等に関すること。</li> <li>・分かりやすくするため、中表紙等を用い図書名毎にインデックスを付けること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
1 事前協議書（様式盛25）	○	○	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長 &lt;市長名&gt;」と記入すること。</li> <li>・協議者の押印は求めないが、設計者等本書作成者が責任をもって協議者に協議書の内容を説明すること。</li> <li>・事業区域（工事の目的を行う一団の敷地）の位置は、すべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。</li> <li>・面積欄には、工事の目的を行う一団の敷地の面積（●●m<sup>2</sup>）と切盛土面積又は土石の堆積を行う面積（○○m<sup>2</sup>）を併記すること。 ※記載例（形質の場合）：●●m<sup>2</sup>（切盛土面積○○m<sup>2</sup>）</li> <li>・面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>・目的は、具体的な土地利用の用途を記入すること。（設計説明書_設計の方針の「事業の目的」欄と整合させること。）</li> <li>・法令等の名称は、当該事業で別途必要となる手続きの根拠法令名を記入すること。（道路法、下水道法、景観法など。設計説明書の「その他」欄と整合させること。）</li> <li>・設計者の住所等について、復代理人を定める場合は、復代理人の氏名、連絡先も記入すること。</li> <li>・設計資格の内容（盛土規制法施行令第2条参照）を記入すること。</li> <li>・提出部数は、正1部+意見照会各課関係機関数（24～30程度）となる。まずは正1部を受付し、後日に担当者から必要部数等を連絡するので提出すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 事前協議結果報告書（様式盛57）	—	—	○	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長 &lt;市長名&gt;」と記入すること。</li> <li>・協議者の押印は求めないが、設計者等本書作成者が責任をもって協議者に報告書の内容を説明すること。</li> <li>・事業区域の所在は、すべての地番を記入すること。欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記載し別紙を添付すること。</li> <li>・事業区域の面積は、小数第2位まで記入すること。また、別に添付を求める土地利用計画平面図と整合させること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（様式盛2） 土石の堆積に関する工事の許可申請書（様式盛4） 【次頁へ続く】	—	—	—	◎	◎	—	—	—	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長 &lt;市長名&gt;」と記入すること。</li> <li>・審査手数料は、受付時に市発行の納付書（納入通知書）で納付すること。</li> <li>・申請者の押印は求めないが、設計者等本書作成者が責任をもって申請者に申請書の内容を説明すること。</li> <li>・工事主住所氏名の法人役員住所氏名は、取締役以上の役員全員の住所氏名を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表者の後に「ほか○名（別紙のとおり）」と記載し別紙を添付すること。住所氏名は、別に添付を求める証明書等と整合させること。</li> <li>・土地の所在地及び地番は、すべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記載し別紙を添付すること。</li> <li>・代表地点（原則、代表地番の中央付近とする）の緯度及び経度は、世界測地系に従った現地計測や国土地理院が公表している地理院地図で確認するなど、秒の値を小数第1位まで記入すること。</li> <li>・面積、高さ、土量、寸法等の数値は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>・工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日について、特別な事情がなければ工事着手予定年月日は「許可後」、工事完了予定年月日は「着手後●日間」と記入すること。なお、工事の期間は工程表と整合させること。（具体的な着手日及び完了予定日は、許可後に提出の工事着手届に記載するものとする。）</li> <li>・その他必要な事項（他法令関係）は、当該事業で別途必要となる手続きの根拠法令名を記入すること。（道路法、下水道法、景観法など。設計説明書の「その他」欄と整合させること。）</li> </ul> <p><b>【形質の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者住所氏名について、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を記入すること。</li> <li>・工事着手前の土地利用状況は、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入すること。</li> <li>・盛土又は切土の高さは、行為によって生ずる最大高低差を記入すること。（盛土と切土が混在する場合は、盛土と切土を行った後の形状で一番高いところと一番低いところの高低差が該当。）</li> <li>・工事完了後の土地利用は、完了後の具体的な土地利用の用途を記入すること。（設計説明書_設計の方針の「事業の目的」欄と整合させること。）</li> <li>・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、種別、規格毎に記載するものとし、欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。</li> </ul> <p>【次頁へ続く】</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

盛土規制法（許可）のチェックリスト

◎：必要（省令で定められた図書） ○：必要（市規則等で定める図書） ー：不要  
 ※「必要」には「場合によって必要」も含む  
 △：計画変更で当初から変更又は新規追加の場合に必要 (R8.4.1改正)

図書名	事前協議		事前結果	許可		変更許可		軽微な変更 16 35	概要	チェック				
	形質	土石		12、30	16、35	形質	土石							
											形質	土石		
3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（様式盛2） 土石の堆積に関する工事の許可申請書（様式盛4）	ー	ー	◎	◎	ー	ー	ー	<p><b>【土石の堆積】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の目的は、「令和○年△月までを工期とした●●工事に付随した××資材の堆積」、「●●商品（又は製品の原材料）となる××材の堆積」など具体的な目的を記入すること。（特に、工事等に付随した堆積の場合には、その工事の期間も記入すること。）</li> <li>・工事の概要は、堆積規模が大きい場合や堆積期間が長期にわたる場合、土石の出し入れを頻繁に行う場合には、年間の搬入・搬出量等も記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
4 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（様式盛7） 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（様式盛8）	ー	ー	ー	ー	◎	◎	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・審査手数料は、受付時に市発行の納付書（納入通知書）で納付すること。</li> <li>・申請者の押印は求めないが、設計者等本書作成者が責任をもって申請者に申請書の内容を説明すること。</li> <li>・記載内容の留意事項については、書類3『許可申請書』を参照すること。</li> <li>・本様式記載内容に変更部分がある場合は、変更前を赤字、変更後を黒字で二段書き表示すること。また、様式の右肩に凡例表示（「赤字：変更前」など）も行うこと。</li> <li>・変更の理由は、変更内容とその理由を記入すること。事業内容の変更が生じた時点で取り交わしている盛土規制法事業協議書（※様式は別紙①を参考のこと）の変更項目をすべて記入すること。（欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、書類4-1『変更理由書』を添付すること。）</li> <li>・正1部提出すること。なお、副については、許可通知書を作成し、正に添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-1 変更理由書	ー	ー	ー	ー	○	○	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から市長あての文書とし、日付、申請者の住所、氏名を記入すること。（押印は不要。様式は任意。）</li> <li>・変更内容及び変更理由を記入すること。事業内容の変更が生じた時点で取り交わしている盛土規制法事業協議書（※様式は別紙①を参考のこと）の変更項目をすべて記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5 軽微変更届（様式盛33）	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長「市長名」と記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
6 位置図 縮尺：1/2500程度	○	○	○	◎	◎	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、道路（国道、県道、市道の名称）及び目標となる地物を明示すること。</li> <li>・最新の地図を用いること。（最近の開発事業も反映すること。）</li> <li>・縮尺を表示すること。</li> <li>・事業区域界を緑色で明確に（実線で太く）表示すること。</li> <li>・事業区域内を着色（黄）すること。なお、区域内の現況線は削除すること。</li> <li>・宅地や道路等の区画割を実線（黒）で表示すること。また、予定建築物がある場合には、破線（黒）で表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 委任状	○	○	ー	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当手続きを委任する場合に添付すること。</li> <li>・日付を記入し、委任者の押印（実印でなくて可）があるものを添付すること。</li> <li>・事業区域に含まれるすべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記載し別紙を添付すること。</li> <li>・様式は任意とするが、委任内容に、該当する手続き（事前、法12条など）を明記すること。また、事前の委任状には事前協議結果報告書の提出まで、法12条又は30条の委任状には工事検査済証又は確認済証の受領までを明記すること。</li> <li>・委任を受ける方の住所、氏名、連絡先（電話番号、FAX番号）を記入すること。</li> <li>・事前協議の時は、写しでも可とする。</li> <li>・変更許可の場合は、変更に関する委任となっていること。（当初の手続きにおける委任内容に変更の手続きが記入されている場合は添付不要）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 設計者資格調書（様式盛34）	ー	ー	◎	ー	△	ー	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高さ5m超の擁壁の設置」又は「盛土・切土をする土地の面積が1,500m<sup>2</sup>超の土地における排水施設の設置」（盛土規制法施行令第21条各号）を計画の場合は添付すること。</li> <li>・設計経歴は直近の経歴を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
卒業／資格免許証明書	ー	ー	○	ー	△	ー	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土規制法施行令第2条に掲げる資格を証明する書類を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
9 紛争等に関する誓約書（様式盛41）	ー	ー	○	○	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付を記入し、押印（実印でなくて可）のあるものを添付すること。</li> <li>・設計者は個人印とすること。（設計者が法人の代表者の場合は、法人の代表印でも可とする。）</li> <li>・工事監理者は個人印とすること。（工事監理者が法人の代表者の場合は、法人の代表印でも可とする。）</li> <li>・事業区域に含まれるすべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記載し別紙を添付すること。</li> <li>・面積欄には、許可申請書の土地の面積（●●m<sup>2</sup>）と切盛土面積又は土石の堆積を行う面積（○○m<sup>2</sup>）を併記すること。 ※記載例（形質の場合）：●●m<sup>2</sup>（切盛土面積○○m<sup>2</sup>）</li> <li>・面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>・用途及び内容は、設計説明書の「事業の目的」と整合させること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
10 許可通知書	ー	ー	ー	ー	○	○	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土規制法許可通知書の写しを添付すること。（割り印のある許可条件、別紙も添付すること。）</li> <li>・盛土規制法事業協議書がある場合は、その写しを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				



盛土規制法（許可）のチェックリスト

◎：必要（省令で定められた図書） ○：必要（市規則等で定める図書） ー：不要  
 ※「必要」には「場合によって必要」も含む  
 △：計画変更で当初から変更又は新規追加の場合に必要 (R8.4.1改正)

図書名	事前協議		事前結果	許可		変更許可		軽微な変更 16 35	概要	チェック
	条例			12、30		16、35				
	形質	土石		形質	土石	形質	土石			
14-3 従業員の住民票の写し/従業員の個人番号カードのコピー/従業員の運転免許証のコピー	ー	ー	ー	◎	◎	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が法人の場合に、いずれか1つを添付すること。</li> <li>役員（取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者）全員の証明書を添付すること。</li> <li>住民票の写しの場合は、原本（最新情報のもので許可申請日前3カ月以内のもの）を添付すること。</li> <li>個人番号カードの場合は、個人番号を黒塗りすること。</li> <li>登記事項証明書に記載の住所と本証明書類に記載の住所が相違する場合には、繋がり証する書類を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
14-4 資金計画書（様式盛3、盛5）	ー	ー	ー	◎	◎	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入と支出の金額を整合させること。（申請人が支配人（支店長等）である場合は、組織全体の書類を添付することも可）</li> <li>収支計画と年度別資金計画書の金額を整合させること。</li> <li>収支計画について、年度をまたがる場合は各年度に分けて工程表とも整合を図り、資金計画を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
14-5 預金残高証明書又は資金借入証明書若しくは融資証明書	ー	ー	ー	○	○	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己資金の場合は、金融機関等発行の残高証明書の原本（最新情報のもので許可申請日前3カ月以内のもの）を添付すること。</li> <li>借入金の場合は、金融機関等発行の融資証明書等の原本（金融機関等名が判別できる朱印のもの、有効期限内のもの）を添付すること。</li> <li>融資証明書等には、融資目的（盛土規制法事業、土地購入及び造成 など）、融資場所（申請地代表地番）を明記すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
14-6 納税証明書	ー	ー	ー	○	○	ー	ー	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税事務所発行の法人税又は所得税の納税証明書（原本）を3カ年分添付すること。（「その1 納税額等証明用」のみの添付でもよい）</li> <li>過去3カ年に大津市に納税実績がある場合、大津市発行の納税証明書（原本）を添付すること。（滞納がないことを確認のため）（市税全てを添付すること）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
14-7 宅地建物取引業免許証のコピー	ー	ー	ー	○	○	ー	ー	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地建物取引業者免許証のコピーを添付すること。（法人の場合に限る）</li> <li>宅地建物取引業の免許を有していない場合は、事業に伴う宅地の取り引き等を宅建業法に抵触しないよう旨を記した書面を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
14-8 事業経歴書（申請者に係るもの）	ー	ー	ー	○	○	ー	ー	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社概要、事業内容、事業実績等がわかる書類を添付すること。（申請人が支配人（支店長等）である場合は、組織全体の書類を添付することも可）</li> <li>法令等に基づくものか否かを問わず、土地開発に関する具体的な事業実績を記載すること。</li> <li>開発事業及び盛土規制法事業（旧法に基づく宅造事業含む）の実績がある場合は、許可番号、事業名、事業場所、事業規模（面積等）、事業期間を記載すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
15 工事施行者の工事能力調書（様式盛39）	ー	ー	ー	○	○	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地造成等工事の経歴は、なるべく大津市内で直近の経歴を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
15-1 登記事項証明書/住民票記載事項証明書（工事施行者に係るもの）	ー	ー	ー	○	○	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の場合は、登記事項証明書の原本（最新情報のもので許可申請日前3カ月以内のもの）を添付すること。</li> <li>個人の場合は、住民票記載事項証明書の原本（最新情報のもので許可申請日前3カ月以内のもの）を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
15-2 建設業法による許可証明書又は許可通知書のコピー	ー	ー	ー	○	○	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業の種類が土木工事業であることが確認できるもの（有効期限内のもの）を添付すること。</li> <li>建設業の許可を有していない場合は、当該工事が軽微な建設工事に該当することを証明する書類を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
15-3 事業経歴書（工事施行者に係るもの）	ー	ー	ー	○	○	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社概要、事業内容、事業実績等がわかる書類を添付すること。</li> <li>法令等に基づくものか否かを問わず、土地開発に関する具体的な事業実績を記載すること。</li> <li>開発事業及び盛土規制法事業（旧法に基づく宅造事業含む）の実績がある場合は、許可番号、事業名、事業場所、事業規模（面積等）、事業期間を記載すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
16 公図	○	○	ー	○	○	○	○	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域は緑線で囲い、黄色で着色すること。</li> <li>里道（道）は赤色、水路（水）は青色で着色すること。</li> <li>一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。</li> <li>法務局発行印のある原本（最新情報のもので申請日前3カ月以内のもの）を添付すること。ただし、事前協議の時は、登記情報提供サービスで取得したものあるいは写して可とする。</li> <li>事業区域が複数の公図にまたがる場合は公図を合成し、方位、調査法務局名、日付、調査者の氏名を記入すること。また、隣り合う公図の接合位置がわかるように接合点を結ぶ補助線（繋ぎ合わせ線）を表示すること。</li> <li>地番がカタカナ表記となっている場合は、地番名を引き出し表示すること。</li> <li>現況平面図と整合しているか確認すること。</li> <li>変更許可の場合は、変更がなくても添付し、右肩に「変更なし」と表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
17 全部事項証明書（土地のみ）	ー	ー	ー	○	○	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局発行印のある原本（最新情報のもので許可申請日前3カ月以内のもの）を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

盛土規制法（許可）のチェックリスト

◎：必要（省令で定められた図書） ○：必要（市規則等で定める図書） ー：不要  
 ※「必要」には「場合によって必要」も含む  
 △：計画変更で当初から変更又は新規追加の場合に必要 (R8.4.1改正)

図書名	事前協議		事前結果	許可		変更許可		軽微な変更 16 35	概要	チェック
	形質	土石		12、30	16、35	形質	土石			
18 宅地造成等工事区域内土地所有者等一覧表 (様式盛36)	○	○	ー	○	○	○	○	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地役権や地上権等、所有権以外の権利者も記入すること。（土地の抵当権及び根抵当権並びに建築物の権利者の記入は不要とする。）</li> <li>・同意の有無を記入すること。なお、申請者が権利者の場合は「申請人」と記入すること。</li> <li>・共有名義は、全権利者とその持ち分を摘要欄に記入すること。</li> <li>・一部区域の場合は、摘要欄にその旨記入すること。</li> <li>・現況平面図と整合しているか確認すること。</li> <li>・変更許可の場合は、変更がなくても添付し、右肩に「変更なし」と表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
19 施行同意書 (様式盛35)	ー	ー	ー	◎	◎	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意の日付を入れること。（権利者が記入すること。）</li> <li>・押印及び本人確認書類等を添付すること。（同意書に必要となる本人確認書類等は別紙③を参照のこと。）</li> <li>・申請者以外の権利者の同意書を添付すること。（地役権や地上権等、所有権以外の権利者の同意書も必要などに留意すること。）</li> <li>・施行同意書に記載の住所と全部事項証明書に記載の住所が相違する場合は、繋がりを証する書類を添付すること。</li> <li>・変更許可について、当初許可申請時から権利者が変更している場合は、変更許可申請時の権利者の同意書と本人確認書類等を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
20 利害関係人等一覧表	ー	ー	ー	○	○	○	○	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の利害関係人等がいる場合に添付すること。（書式は、様式盛36の表題を「利害関係人等一覧表」に書き直して使用すること。）</li> <li>①公共施設等を管理している土地改良区、財産区等</li> <li>②事業区域の排水を受ける土地の権利者等（排水同意）</li> <li>③その他の利害関係人等</li> <li>・変更許可の場合は、変更がなくても添付し、右肩に「変更なし」と表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
21 利害関係人等同意書	ー	ー	ー	○	○	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意の日付を入れること。（権利者が記入すること。）</li> <li>・押印及び本人確認書類等を添付すること。（同意書に必要となる本人確認書類等は別紙③を参照のこと。）</li> <li>・様式は任意とするが、同意者の押印等のほか土地の所在、同意を求める内容を記載すること。（参考様式として別紙④を示す。）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
22 事前協議事項通知書 (様式盛26)	ー	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議事項通知書の写しを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
23 事前協議事項処理一覧表 (様式盛56)	ー	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「付加要件」及び「措置事項」欄の記載内容は、各課協議事項協議書と整合させること。</li> <li>・「備考」欄には、各課協議事項協議書の「協議完了確認日」および「関係法令手続き及び完了日、番号（該当するものがあれば）」を記入すること。</li> <li>・開発調整課の各課協議事項協議書は不要とし、処理内容を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
24 事前協議各課要件協議書 (様式盛55)	ー	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議各課要件協議書（関係課長等の確認印があるもの）の写しを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
25 官民境界確定協議書	ー	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民境界がある場合は、官民境界確定協議書の写しを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
26 関係法令許可書	ー	ー	ー	○	○	△	△	ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令の許可が必要な場合は、写しを添付すること。</li> <li>・同時許可となるものは、許可申請書の写しを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
27 事前周知結果報告書 (様式盛37)  【次頁へ続く】	ー	ー	ー	◎	◎	△	△	ー	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あて先を「大津市長 &lt;市長名&gt;」と記入すること。</li> <li>・土地の所在地については、すべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか〇筆（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。</li> <li>・報告書（様式盛37）の確認署名を求める「周辺住民等の代表者」は、事業区域が属する連合会及び自治会の代表者並びに事業区域から幅員6.5m以上の道路に至るまでの道路の地域が属する自治会の代表者とし、申請者による該当地域の住民等への説明が完了したのちに、その説明状況及び内容を代表者に確認してもらった上で日付及びサインを記入してもらうこと。（内容確認であり、同意ではないことをしっかり説明すること。事業面積が500m<sup>2</sup>以下の場合は事業区域が属する自治会の代表者のみでよい。）</li> <li>・当該事業で周知が必要となる範囲（事業区域境界から20mの範囲+事業区域から6.5m以上の道路に至るまでの道路の隣接地 など）を示した位置図（対象者一覧表や協議録と照合しやすいよう、対象者の氏名や番号等を表示したもの）及びその対象者の一覧表を添付すること。</li> <li>・周知方法を決定するに至った地域住民の代表者等との協議録を添付すること。</li> <li>・工事車両の通行ルート及び安全対策を示した位置図（安全対策図）を添付すること。</li> </ul> <p>【次頁へ続く】</p>	<input type="checkbox"/>



盛土規制法（許可）のチェックリスト

◎：必要（省令で定められた図書） ○：必要（市規則等で定める図書） ー：不要  
 ※「必要」には「場合によって必要」も含む  
 △：計画変更で当初から変更又は新規追加の場合に必要 (R8.4.1改正)

図書名	事前協議		事前結果	許可		変更許可		軽微な変更 16 35	概要	チェック
	条例			12、30		16、35				
	形質	土石		形質	土石	形質	土石			
31 構造計算書	ー	ー	ー	◎	ー	△	ー	ー	・構造物、タイプごとにインデックスを付けること。 ・現場打ち擁壁及び崖面崩壊防止施設については、構造計算書を添付すること。 ・大臣認定品以外のプレキャスト擁壁については、構造計算書を添付すること。なお、認定品においても設計条件が認定を受ける条件と異なる場合には、構造計算書を添付すること。 ・宅地擁壁及び崖面崩壊防止施設について、設計に用いる載荷重は、実状に応じた適切な荷重とすること（参考：木造2階建 $q = 10 \text{ KN/m}^2$ 程度）。 ・任意擁壁の構造計算書は添付不要とする。安全性については事業者において責任をもって確認すること。 ・土留式可変側溝についても、構造計算書を添付すること。 ・太陽光発電の場合は、以下の資料を添付すること。 ア) 太陽電池モジュールの規格、仕様を確認できるカタログ等 イ) 架台、基礎の構造計算書 ウ) フレーム、架台が必要な構造規格を満たしていることを確認できる資料。 エ) 腐食に対する処置がされることが確認できる資料 オ) その他構造の規格、安全性を確認するために必要な資料	<input type="checkbox"/>
32 土の安定計算書	ー	ー	ー	◎	ー	△	ー	ー	・渓流等において高さ1.5m超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。 ・盛土のり面の安定性の検討が必要な場合は、安定計算書を添付すること。（「大津市盛土規制法に基づく許可制度の基準 第4章 I-5 盛土のり面の検討」参照のこと。） ・大規模盛土造成地では造成の規模により盛土全体の安定性の検討を行うこと。（「盛土等防災マニュアルの解説〔I〕」（R5.11.20発行）P.210参照のこと。） ・崖面を擁壁で覆わない場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
33 土石の崩壊防止等の措置	ー	ー	ー	◎	ー	△	ー	ー	・盛土規制法施行規則第32条に規定する堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合は、当該措置の内容が適切であることを証する書類を添付すること。 ・盛土規制法施行規則第34条に規定する土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止するための措置を講ずる場合は、当該措置の内容が適切であることを証する書類を添付すること。	<input type="checkbox"/>
34 土量計算書	○	○	ー	○	○	△	△	ー	・形質の場合は、原則、事業規模や造成箇所に応じた適切な間隔の断面における平均断面法により土量を算出すること。 ・土石の場合は、最大時の土量を算出すること。	<input type="checkbox"/>
35 防災計画書	○	○	ー	○	○	△	△	ー	・ $A = 1 \text{ ha}$ 以上の造成時に添付すること。 ・事前協議の場合は、周辺地に影響を及ぼすおそれが高い事業のみ添付すること。（要否については当課と協議のこと。） ・防災計画書作成にあたってはモデル申請書を参照すること。	<input type="checkbox"/>
36 工程表	ー	ー	ー	○	○	△	△	△	・工期は、申請書と整合させること。 ・作成者氏名を記入すること。 ・様式は、バーチャートとすること。 ・具体的な日付ではなく、○ヶ月表示とすること。	<input type="checkbox"/>
37 現況写真	○	○	ー	◎	◎	△	△	ー	・事業区域（緑線）を表示すること。 ・区域境界及び全体（盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況）が分かる写真を添付すること。 ・撮影方向位置図（現況平面図をベースに作成）を添付すること。	<input type="checkbox"/>
38 チェックリスト	○	○	ー	○	○	○	○	○	・当チェックリストで該当する項目を確認及びチェックしたチェックリストを添付すること	<input type="checkbox"/>
39 その他	○	○	ー	○	○	△	△	△	・許可を必要とする理由が、形質の変更にあつては「崖面を生じさせない高さ2mを超える盛土」又は「30cmを超える切盛土の面積が500m <sup>2</sup> （特定盛土等規制区域では3,000m <sup>2</sup> ）を超えるもの」のみに該当する場合、土石の堆積にあつては「30cmを超える土石の堆積の面積が500m <sup>2</sup> （特定盛土等規制区域では3,000m <sup>2</sup> ）を超えるもの」のみに該当する場合は、根拠資料を添付すること。 ・地盤改良を行う場合は、計画及び根拠資料を添付すること。なお、擁壁等の基礎地盤の地盤改良の場合は、「地盤改良工のチェックリスト」を参照すること。 ・既存擁壁を使用する場合は、既存擁壁の安全性を示す資料を添付すること。 ・その他必要と思われる資料の提出を求められることがある。	<input type="checkbox"/>

注 変更の場合

- ・変更前後が1枚で表示できる場合
- ・変更前後が2枚での表示となる場合

変更前「赤色」、変更後「黒色」の2段書き表示とし、様式の右肩にも凡例表示する。  
 変更前「赤色」右上肩に「変更前」、変更後「黒色」右上肩に「変更後」と表記する。

盛土規制法（許可）のチェックリスト

◎：必要（省令で定められた図書） ○：必要（市規則等で定める図書） ー：不要  
 ※「必要」には「場合によって必要」も含む  
 △：計画変更で当初から変更又は新規追加の場合に必要 (R8.4.1改正)

図書名	事前協議		事前結果	許可		変更許可		軽微な変更 16 35	概要	チェック
	条例			12、30		16、35				
	形質	土石		形質	土石	形質	土石			
全 体（共通事項）	○	○	—	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面は、図面袋に入れること。（A 3 版の場合は、直接ファイルに綴じること可）</li> <li>・図面名、図番を書いた一覧表を図面袋に貼り付けること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺を表示すること。</li> <li>・区域界を明確に（実線で太く）表示すること。（事業区域（緑線）、他法令等関連事業区域（以下、関連事業区域）（任意色線））</li> <li>・図面名、図番、作成日、作成者等を記入すること。</li> <li>・各種平面図において、現況道路名、有効道路幅員、河川名、区域内外の現況地盤高等を表示すること。また、山林や丘陵地など傾斜地の場合は、2 m毎の等高線を表示すること。</li> <li>・現況平面図以外の各種図面について、周辺住宅の所有者名等の個人情報は表示しないこと。</li> <li>・琵琶湖付近の場合は、宅地の高さをTP + 85. 871 m (TP+84.371+ 1.5m) 以上で計画すること。</li> <li>・できるだけTP表示で作図すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
1 現況平面図 [地形図] 縮尺：1/250程度	○	○	—	◎	◎	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出先構造物、取水・排水施設を図化すること。</li> <li>・事業区域及び関連事業区域内は、地番、地目、所有者を表示すること。</li> <li>・隣接地は、地番、所有者を表示すること。</li> <li>・一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。</li> <li>・地番界が分り難い場合は補助線で表示すること。</li> <li>・官民境界の確定日を表示すること。事前協議開始時で確定していない場合は、提出時点の状況（現在確定に向けた立会中、今後立会予定など）を表示すること。</li> <li>・公図に合わせて、里道（道）は赤色、水路（水）は青色で着色すること。</li> <li>・断面線を表示すること。</li> <li>・変更許可の場合は、変更がなくても添付し、図枠内に「変更なし」と表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
2 土地利用計画平面図 縮尺：1/250程度	○	○	○	○	○	○	○	—	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後の土地利用及び形状（土石の堆積の場合は、最大堆積時の状況）を示す図とすること。（区域内は現況線のうち、形状等がなくなるものは表示しないこと。）</li> <li>・用途界、都市計画施設がある場合は表示すること。</li> <li>・河川に近接する場合は、河川区域及び河川保全区域を表示すること。（凡例表示含む）</li> <li>・宅地、農地等、施設（道路、ごみ集積所など）、その他用地（資材置場、駐車場、土石の堆積など）区分別に凡例（土地利用計画表）を設けて着色すること。</li> <li>・宅地、農地等、施設（道路、ごみ集積所など）、その他用地（資材置場、駐車場、土石の堆積など）区分別に記号(名称)、面積、FH等を表示すること。</li> <li>・道路寸法（幅員、隅切り、転回広場（道路先端部からの距離含む））を表示すること。</li> <li>・法面を表示すること。（凡例表示含む）</li> <li>・専用通路（階段を含む）がある場合は、幅員及び延長を表示すること。</li> <li>・任意擁壁がある場合は、その箇所を引出表示すること。</li> <li>・事前結果には、A3版（見えにくい場合は大判）の図面を位置図の次に添付すること。</li> <li>・変更許可の場合は、変更がなくても添付し、図枠内に「変更なし」と表示すること。</li> </ul> <p><b>【戸建住宅】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用計画表に、宅地は、平均及び最小の各面積（計画値及び基準値（位置指定道路事業の場合））、道路及びごみ集積所などの施設等は、各施設の面積（計画値及び基準値（あれば））を表示すること。また、宅地以外に民有地を計画される場合は、管理者を表示すること。</li> </ul> <p><b>【共同住宅・店舗等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路からの乗入口と幅員を表示すること。</li> <li>・駐車場寸法（一般：2. 5×5. 0 m以上、車いす使用：3. 5×5. 0 m以上）、台数、車路幅を表示すること。</li> <li>・駐輪場寸法、台数を表示すること。</li> <li>・予定建築物を表示するとともに建築物概要（建築面積、延床面積、戸数、階数等）を表示すること。</li> <li>・太陽光発電の場合は、パネル等の配置を表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>



盛土規制法（許可）のチェックリスト

◎：必要（省令で定められた図書） ○：必要（市規則等で定める図書） ー：不要  
 ※「必要」には「場合によって必要」も含む  
 △：計画変更で当初から変更又は新規追加の場合に必要 (R8.4.1改正)

図書名	事前協議		事前結果	許可		変更許可		軽微な変更 16 35	概要	チェック
	条例			12、30		16、35				
	形質	土石		形質	土石	形質	土石			
6 給水ガス計画平面図 縮尺：1/250程度	○	ー	ー	○	ー	△	ー	ー	・凡例を設けて施設（既設・新設本管、引込管等）別に表示すること。また、管種及び管径も表示すること。 ・引込管等は、各宅地まで表示すること。 ・その他詳細はモデル図を参照すること。	<input type="checkbox"/>
7 造成計画断面図 〔土地の断面図〕 縮尺：1/100程度	○	○	ー	◎	◎	△	△	ー	<b>【共通】</b> ・計画線（太く表示）と現況線（薄いグレー色などで表示）を重ねること。 ・事業区域（緑線）、関連事業区域（任意色線）の区域境界線を表示すること。 ・宅地及び農地等の番号、施設（道路、公園ごみ集積所など）、その他用地（資材置場、駐車場、土石の堆積など）の名称、FHを表示すること。 ・盛土（赤）、切土（黄）を着色すること（関連事業区域含む）。 ・事業区域内及び外で原地盤の高さを表示すること。（FHとGHを対比できること。） ・事業区域及び関連事業区域の隣接地番を表示すること。（所有者名は表示しないこと。） ・事業区域内の排水方向を（→）で表示すること。（造成計画平面図と整合させること。）  <b>【形質の変更】</b> ・道路の幅員及び中心高さを表示すること。 ・法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ・擁壁及び崖面崩壊防止施設の寸法（全高、見え高、根入れ）を表示すること。なお、擁壁等の前面地盤が水路や法面等の場合は、根入れ高の取り方に注意すること。 ・表土剥ぎ取り又は改良の範囲及び厚さを表示すること。 ・既存構造物には、その旨を表示すること。また、当該構造物を撤去の場合には「撤去」、残す場合には「存置」と表示すること。 ・関連事業区域の整備内容を表示すること。 ・法面を計画する場合に道路や隣接地と法面の間に設ける平場の幅（50cm以上）を表示すること。 ・琵琶湖付近の場合は、TP+85.871m（TP+84.371+1.5m）ラインを表示すること。 ・予定建築物を破線で記入すること。（戸建住宅は不要） ・別紙⑤に示す特記事項を表示すること。（モデル図も参照のこと。）  <b>【土石の堆積】</b> ・勾配が1/10を超える範囲及び最大勾配を表示すること。 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を表示すること。 ・空地の位置及び幅を表示すること。 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を表示すること。 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を表示すること。	<input type="checkbox"/>
8 道路標準断面図	○	ー	ー	○	ー	△	ー	ー	・位置指定道路及び既存道路の拡幅箇所の標準断面図を表示すること。 ・舗装構成は、CBR試験により決定する旨を明記すること。	<input type="checkbox"/>
9 縦断面図 （道路・下水・水路） 鉛直縮尺：1/100程度 水平縮尺：1/250～ 1/500	○	ー	ー	○	ー	△	ー	ー	・道路縦断面図化及び縦断設計の範囲は、交差点中央部までとすること。 ・道路勾配について、交差点部は2.5%以下、その他は原則5%以下とすること。（やむを得ない場合でも12%以下とすること。） ・道路縦断面図については、凡例を設けて盛土（赤）、切土（黄）を着色すること。 ・下水縦断面図については、事業区域内・外及び延長を表示すること。 ・下水道管の土被りは1.2m以上を標準とする。1.2m未満の場合は担当課と協議すること。 ・その他詳細はモデル図を参照すること。	<input type="checkbox"/>



盛土規制法（許可）のチェックリスト

◎：必要（省令で定められた図書） ○：必要（市規則等で定める図書） ー：不要  
 ※「必要」には「場合によって必要」も含む  
 △：計画変更で当初から変更又は新規追加の場合に必要 (R8.4.1改正)

図書名	事前協議		事前結果	許可		変更許可		軽微な変更 16 35	概要	チェック
	条例			12、30		16、35				
	形質	土石		形質	土石	形質	土石			
12 求積図 縮尺：1/250程度 (土地利用計画図と縮尺を合わせる)	○	○	ー	○	○	△	△	ー	・原則、座標求積とすること。(関連事業区域はCAD求積で可とする。) ・辺長を表示すること。なお、官民境界確定部分は、辺長を確定協議書に整合させること。 ・宅地、農地等、施設及びその他用地毎に求積し、土地利用計画図に準じて着色すること。 ・土地利用計画表を表示すること。 ・測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること。 ・面積は小数第2位まで表示すること。 ・原則公共座標を使用すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13 土量求積図 縮尺：1/250程度 (造成計画平面図と縮尺を合わせる)	○	○	ー	○	○	△	△	ー	・面積は、事業区域と関連事業区域を別々に求積すること。 ・盛土（赤）、切土（黄）毎に着色すること。 ・許可を必要とする理由が、形質の変更にあっては「30cmを超える切盛土の面積が500m <sup>2</sup> （特定盛土等規制区域では3,000m <sup>2</sup> ）を超えるもの」のみに該当する場合、土石の堆積にあっては「30cmを超える土石の堆積の面積が500m <sup>2</sup> （特定盛土等規制区域では3,000m <sup>2</sup> ）を超えるもの」のみに該当する場合は、通常の盛土（赤）、切土（黄）の着色に加えて、30cmを超えない盛土（ピンク）、30cmを超えない切土（橙）で着色した図面を作成すること。 ・求積方法はCAD求積でもよい。 ・面積は小数第2位まで表示すること。 ・造成計画平面図と兼ねてもよい。(兼ねる場合は、造成計画平面図に事業区域と関連事業区域別に盛土及び切土の面積を表示すること。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14 防災計画図	○	○	ー	○	○	△	△	ー	・A = 1ha以上の場合作成すること。 ・事前協議の場合は、周辺地に影響を及ぼすおそれが高い事業のみ添付すること。(要否については当課と協議のこと。) ・防災計画書の内容と整合させること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15 建築図面	○	ー	ー	○	ー	△	ー	ー	・予定建築物がある場合は、建物計画図（配置図、各階平面図、立面図）を添付のうえ、土地利用計画平面図に整合した内容とすること。 ・建物立面図には、最高高さを記入すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16 チェックリスト	○	○	ー	○	○	○	○	○	・当チェックリストで該当する項目を確認及びチェックしたチェックリストを添付すること	<input type="checkbox"/>
17 その他	○	○	ー	○	○	○	○	ー	・地盤改良を行う場合は、計画図を添付すること。なお、擁壁等の基礎地盤の地盤改良の場合は、「地盤改良工のチェックリスト」を参照すること。	<input type="checkbox"/>

注 変更の場合

- ・変更前後が1枚で表示できる場合  
 変更無「黒色」 変更前「黄色」 変更後「赤色」  
 構造図新規「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「新規」と表記  
 構造図廃止「黄色」で「×」で消去
- ・変更前後が2枚での表示となる場合  
 変更前「黄色」で変更箇所を表示し、タイトルに「黄色」で「変更前」と表記  
 変更後「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「変更後」と表記

盛 土 規 制 法 事 業 協 議 書

別記様式ア

発議者	<input type="checkbox"/> 大津市 <input type="checkbox"/> 申請者	発議年月日	令和 年( 年) 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
許可番号		申請者	
(内容)			
(変更理由)			
添付書類			
処理 ・ 回答	大津市	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	令和 年( 年) 月 日
	申請者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	令和 年( 年) 月 日

※下記を参考に計画実態に合わせて記載すること

### ①道路計画について

- ・接する道路は、市道■■■■■号線（有効幅員  $W=○m\sim○m$ ）となります。
- ・接する道路は、市道■■■■■号線（有効幅員  $W=○m\sim○m$ ）となります。当該市道は、建築基準法第42条第2項に規定する道路であり、本事業に合わせて既存道路の中心から2mセットバックし道路拡幅を行います。拡幅部分は完成後、市に寄付を行う予定です。（2項道路セットバックパターン）
- ・事業地内に幅員  $W=○m$  の位置指定道路を整備します。道路延長が  $○m$  となるため、先端部に転回広場を計画します。（位置指定道路整備パターン）
- ・事業地への進入については、市道■■■■■号線から1箇所（ $W=○m$ ）を計画しています。（一団地事業パターン）

### ②造成計画（又は、土石の堆積の計画）について

- ・接する道路高に合わせた宅地高となるよう造成を計画しており、造成内容は以下のとおりです。

造成面積  $A=○m^2$ （切土部  $A=○m^2$ 、盛土部  $A=○m^2$ ）

造成高さ 最大切土高  $H=○m$ 、最大盛土高  $H=○m$

造成土量 切土量  $V=○m^3$ 、盛土量  $V=○m^3$

- ・宅地盤と隣接地に高低差が生じる箇所に以下のとおり擁壁を設置します。
  - 区域北側 重力式擁壁 全高  $H=○m\sim○m$ 、見え高  $h=○m\sim○m$ （一部任意擁壁あり）
  - 区域西側 L型擁壁 全高  $H=○m\sim○m$ 、見え高  $h=○m\sim○m$
- ・令和●年●月までを工期とした●●工事に付随した△△資材を当該地に仮置きする計画であり、令和●年●月までには撤去を行う計画です。
- ・●●商品（又は●●製品の原材料）となる△△資材を事業者所有の資材置場である当該地に堆積するものであり、令和●年●月までの間は随時、搬入搬出を行う計画です。
- ・土石の堆積に係る内容は以下のとおりです。

土石の堆積を行う面積  $A=○m^2$

土石の最大堆積高さ  $H=○m$

土石の最大堆積土量  $V=○m^3$

### ③雨水排水計画について

- ・区域内の雨水排水は、区域内に新設する道路側溝（又は雨水調整池）を介して、市道■■■■■号線に排水します。

### ④ライフライン（下水道、水道、ガス）計画について

- ・下水道は市道■■■■■号線内にある本管に接続し排水します。
- ・水道、ガスは市道■■■■■号線内にある本管から供給を受けます。

### ⑤ごみ集積所について

- ・ごみ集積所を●箇所（ $A=●m^2$ ）設置します。（基準値  $A=●m^2$ ）

- ・ごみ処理については、民間事業者へ委託し処理します。

#### ⑥民有地計画について

(※主たる目的以外の区画について、その利用目的や管理者等を記載)

- ・隣接譲渡地…宅地（又は農地）を目的に造成した敷地を隣接所有者に譲渡します。（管理は隣地所有者）
- ・隣接造成地…宅地（又は農地）造成に伴い隣接地の一部敷地を造成（盛土）します。完成後は宅地（又は農地）として利用されます。（管理は隣地所有者）
- ・返還宅地（又は返還農地）…造成地を開発区域内の権利者に返還します（管理は返還者）

#### ⑦駐車場数及び駐輪場数について

- ・駐車場台数及び駐輪場台数は、それぞれ●台、●台を計画しています。台数は計画戸数以上を確保しています。（又は、●●●●の基準に準拠した台数となります。）

#### ⑧関連事業区域について（※箇所毎に内容を記載）

- ・関連事業区域1…市道■●●●●号線の下水道、水道、ガス管の接続のための工事及び舗装復旧
- ・関連事業区域2…里道への水路設置及び土間コンクリートの施工

#### ⑨環境保全について ※事業区域の面積が5000m<sup>2</sup>以上の場合に記載

##### ア) 工事中における騒音、振動、粉塵対策

- ・仮囲い及び防護ネットを設置し、騒音、粉塵対策を行います。また、建設機械は低騒音、低振動の機種を使用します。

##### イ) 工事中における水質汚濁対策

- ・沈砂池及び素掘り水路を設置し、開発区域外に濁水が流出することを防止します。

##### ウ) 工事中における道路交通対策

- ・工事車両の通行は、午前●時から午後●時までとします。
- ・交通誘導員を配置し、歩行者に対して安全誘導を行います。
- ・当該事業区域は通学路に接しており、登下校の時間帯については工事車両の抑制を行います。

##### エ) 動植物の生態状況

- ・※当該事業区域に固有又は希少な動植物の生態が確認される場合にその旨を記載すること。  
また、生態に重大な影響を及ぼさないように配慮する事項を記載すること。

##### オ) 樹木と表土の保全

- ・※当該事業区域に都市計画法施行令第28条の2第1号に規定の規模を有する樹木又は表土が存する場合にその旨を記載すること。また、樹木の保存及び表土の保全のために実施する対策を記載すること。

書類 19：施行同意書、書類 21：利害関係人等同意書

1. 書類 19：施行同意書の対象となる権利者

- (個人) 例 1) 実印+印鑑登録証明 (原本。同意日から前後 1 カ月以内のもの。)
- 例 2) 認印+個人番号カード (番号を黒塗りしたもの) のコピー又は運転免許証のコピーなど権利者の氏名、住所、顔写真がわかるもの
- (法人) 例 1) 実印+印鑑登録証明 (原本。同意日から前後 1 カ月以内のもの。)

2. 書類 21：利害関係人等同意書の対象となる権利者

- (個人) 例 1) 認印+個人番号カード (番号を黒塗りしたもの) のコピー又は運転免許証のコピーなど権利者の氏名、住所、顔写真がわかるもの
- (法人) 例 1) 法人・組織名が確認できる代表者印
- 例 2) 法人・組織名が確認できない代表者印等+印鑑登録証明 (原本。同意日から前後 1 カ月以内のもの。) などの代表者印等が法人・組織の公的な印であることがわかる書類

※上記について、

認印について、氏名が署名である場合には、認印を省略することができる。

利害関係人等同意書

年 月 日

造成等行為をしようとするものの

住所及び氏名又は名称

様

住 所

氏 名

印

私が権利を有する次の物件について、盛土規制法の規定による造成等行為に伴う以下の行為を行うことに同意します。

（行為）

- ・事業区域内の雨水を私所有の水路に排水する行為。

同意を求める  
内容を具体的に  
記載すること

物件の種類	所在地及び地番	面積	権利の種類別	摘要

※現場状況及び計画に応じて該当する項目を記載のこと

## 施工上の留意事項

- ・有害な沈下を防ぐため、盛土工の着手前に次のことに留意すること。
  1. 樹木の根・雑草、既設構造物等がある場合は除去及び処分について適切な処理を行うこと。
  2. 現地調査、土質調査等によって原地盤の把握を行い、軟弱地盤対策や湧水等による排水対策が必要な場合は、事業者もしくは設計者に報告のうえ、対策工を検討すること。
- ・盛土材料は、良質土（砂質土以上）とし、次のことに留意すること。
  1. 一回の敷均しを概ね0.3 m以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均すこと。
  2. 盛土材料、工法等に応じた適切な締め固めを行うこと。
- ・現況地盤面から深さ0.3 mまでの表土は、剥ぎ取り又は改良を行うこと。
- ・既存擁壁の水抜穴部が盛土により埋まる場合は、吸い出し防止材や透水材（RC等）により、閉塞しない処理を行うこと。
- ・現況地盤面の勾配が $15^{\circ}$ （1：4.0）以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように原地盤の表面土を十分に除去するとともに、段切りを行うこと。

※現場状況及び計画に応じて該当する項目を記載のこと

#### 擁壁全般

- ①「擁壁基礎地盤の地耐力をスクリュウエイト貫入試験（必要地耐力が120KN/m<sup>2</sup>超の場合は平板載荷試験）等で確認すること。確認の結果、地耐力が確保できておらず地盤改良が必要となる場合には、事前に改良工法、改良範囲、改良材配合量（六価クロム溶出確認含む）等を検討し設計者と協議すること。また、改良体の強度は一軸圧縮試験により確認し、供試体の採取状況は工事写真で記録すること。（詳細は「地盤改良工のチェックリスト」を参照）」
- ②「擁壁背面及び擁壁基礎地盤の土（材料が変わる場合には材料毎）において三軸圧縮試験等を行い、内部摩擦角、摩擦係数及び裏込土の単位体積重量が設計条件を満たしているかを確認すること。また、土の採取状況は工事写真として記録すること。」

#### 現場打ち鉄筋コンクリート擁壁

- ①「鉄筋の重ね継手長及び定着長は、主鉄筋においては鉄筋の直径の40倍以上とし、配力鉄筋においては鉄筋の直径の35倍以上とすること。ただし、配筋を複鉄筋にする場合は、圧縮側主鉄筋においては鉄筋の直径の35倍以上とすることができる。また、フック長は、鉄筋直径の15倍以上とすること。」
- ②「鉄筋組立の施工にあたっては、擁壁規格毎に断面本数、ピッチ、かぶり、定着長、重ね継ぎ手長、鉄筋径（ロールマーク）を適切に管理し、工事写真として記録すること。特に隅角部については、配筋状況及び定着長等が確認できるよう、遠景・近景及び計測写真等を記録しておくこと。」
- ③「スペーサーについては、本体コンクリートと同等程度以上の品質を有するモルタル製またはコンクリート製を用いること（縦壁、底版共）。底版上面鉄筋を支える組立筋についても底面側にはスペーサー等を使用するなどし、組立筋が直接、基礎コンクリートに接することが無いよう施工すること。」
- ④「擁壁縦壁の施工にあたって擁壁底版の上面に浮き止め筋を設置した場合は、擁壁の埋め戻し前に浮き止め筋をコンクリート表面で切断し、切断箇所に防錆材の塗布、モルタル等による穴埋め等の防錆処理を行うこと。また、その状況を工事写真で記録しておくこと。」
- ⑤「見え高が2.0mを超える区間の現場打ち鉄筋コンクリート擁壁は、市による中間検査が必要となることから、事前に設計者と協議すること。なお、中間検査は鉄筋組立完了時に、基礎（地盤改良がある場合は改良を含む）及び鉄筋組立の施工状況等を現地及び書類（自主検査報告書、施工写真、品質試験結果報告書等）で確認を受けるものであり、必要となる書類等を事前に整理しておくこと。」

### プレキャスト L 型擁壁

- ① 「水抜穴は擁壁前面地盤に埋設しない位置に配置し、加工は工場で行うこと。」
- ② 「吊金具等の穴埋めはモルタル等で適切に行うこと。」
- ③ 「製品の連結部には土砂等の流出を防止するため、擁壁背面継目縦方向全面に吸出防止材等を設置すること。」

### 隅角部補強図（現場打ち鉄筋コンクリート擁壁の場合）

- ① 「鉄筋の重ね継手長は、鉄筋の直径の 3 5 倍以上とすること。」
- ② 「隅角部における擁壁本体の配力鉄筋（ダブル鉄筋の場合は、擁壁前面側配力鉄筋）の重ね継手は隅部をはさむ二等辺三角形の部分には設けないこと。また、隅角部補強鉄筋の重ね継手部より 2 5 d 以上離れた位置に設けること。」
- ③ 「隅角補強鉄筋は、重ね継手とせずに、1 本もので加工すること。」
- ④ 「補強部の配筋（ピッチ）は、一般部の擁壁の主筋及び配力筋に準じて配筋すること。」